

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続において、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

ホームページ(契約・入札情報)に詳細を記載しておりますが、入札公告及び入札説明書において【電子入札対象案件】、【電子契約対象案件】としている案件につきましては、「電子調達システム(政府電子調達:GEPS)」、「電子入札システム」及び「電子契約システム」を利用することにより、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。

2. 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について

(1) 押印を省略できる書類

- ① 請書
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類
※契約書及び契約権限に係る委任状は従来どおり、押印が必要となります。

(2) 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類の余白に

・『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させて頂く場合があります。

なお、確認がとれない場合、提出書類が無効となる場合があります。

・『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先の記載例

本件責任者(会社名・部署名・氏名) : _____
担当者(会社名・部署名・氏名) : _____
連絡先1: _____
連絡先2: _____

連絡先は確実に連絡がつく電話番号・メールアドレス等を複数記載してください。
代表者と担当者が同じ場合や、連絡先が複数無い場合は、両方の欄に同じ記載をしてください。

(3)提出方法

押印を省略する書類は、郵送又は持参のほか、電子メールでもご提出いただけます。ただし、「入札書」については、押印を省略する場合であっても郵送又は持参以外での提出はできません。

(4)本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年1月1日以降の調達手続きについて運用開始します。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

国土地理院四国地方測量部管理課管理係

電話:087-811-1900